

令和6年度 緊急災害時の児童生徒引き渡しマニュアル（保護者用）

八代市立八代支援学校

1 引き渡しの目的

○児童生徒の安全が確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、臨時下校に伴い児童生徒の迎えを保護者に要請し、児童生徒を安全に保護者に引き渡す。

2 引き渡しのめやす：メール配信、電話連絡等で連絡

<地震>

○八代市において、震度5弱以上の地震が発生した場合

○通学バス及び公共交通機関の運行不可能、または通行不能・困難な箇所があるときや予想される場合

<火災>

○校舎が激しい火災に見舞われた場合

<水害>

○通学路が洪水等により、通行することが危険な場合

<不審者の侵入等>

○学区内に不審者が出没し、実害があったり、児童生徒に危害が及ぶ事態が予想されたりする場合

<その他>

○学校長が引き渡しを必要と判断した場合

3 時間帯による災害時のご家庭での対応

<登校前>

○自宅待機としてください。

<登下校中>

○通学バス利用の児童生徒は、自宅へもどるか、学校で引き渡すかを、メール配信等でお知らせします。

○公共交通機関利用の生徒は、引き渡し場所の連絡を個別に電話等でお知らせします。

○徒歩、自転車使用の生徒は、保護者の方が通学路を回り安否確認をお願いします。生徒の安全が確認できたら学校へ連絡をお願いします。

<授業時>

○学校にて児童生徒の引き取りをお願いします。なお、「引き渡しカード」の引取人の欄に書かれた方に児童生徒を引き渡しますので、どのような時に誰が引き取りに来られるのかを確認しておいてください。

<校外学習中>

○学校に戻ることができる場合、学校にて引き渡しをします。学校に戻ることができない場合、現地にて引き渡しをするか、その後の対応をメール配信等にてお知らせします。

<休日中>

○メール配信等にて、登校日の前日もしくは当日朝、登校・休校・登校時刻の変更をお知らせします。

4 その他

○車のダッシュボードに引き渡しカードを置き、確認の際は外から見えるように工夫をお願いします。

○児童生徒は、上履きそのまま下校し、下足はそれぞれ持ち帰ります。

○引き渡し場所は玄関屋根の下のみとします。安全を確保し、職員が誘導します。

☆引き渡し場所の屋根の下の一車線は、緊急車両用に空けておきます。

☆2台ずつ引き渡しを行い、1番前の車が出てから2番目の車が出ます。